

第2章 平常時における準備

本章では、災害発生時に備え、本市が平常時から実施すべき事項について示す。民間建築物や避難所として指定している建築物における石綿の有無や使用箇所について情報収集し、災害時に利用できるよう情報を整理しておくとともに、市民等に対し、災害時における石綿飛散・ばく露防止対策に関する情報提供を実施することにより、平常時から災害時における石綿飛散防止対策に備えることとする。

1 石綿使用建築物等の把握

【実施事項】

- まちづくり局建築指導課は、非木造の一定規模以上の建築物（戸建て住宅及び公共建築物を除く。）における露出した吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールに関する建築物所有者へのアンケート調査を行う。
- また、アンケート調査結果を踏まえた既存民間建築物の石綿使用状況の台帳（以下「基礎データ」という。）の整備を行う。
- 環境局環境対策推進課は、大防法の特定粉じん排出等作業の実施の届出において、石綿含有建材の囲い込み、封じ込めの措置が行われた建築物を把握する。

まちづくり局
建築指導課

【解説】

- 民間建築物における吹付け材に関する調査として、平成18年までに建築された非木造建築物（戸建て住宅・公共建築物を除く。）のうち一定規模以上の建築物における露出した吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールに関する使用実態調査（建築物所有者へのアンケート調査）を行う。また、アンケート調査結果を踏まえた基礎データの作成・整備を行う。
- 露出した石綿含有吹付け材を有するおそれのある建築物については、災害時において確認すべき地域の選定や、特に慎重な解体を行うよう注意喚起を行う上で一助となる。まちづくり局建築指導課は災害発生時に環境対策推進課へ、基礎データを提供できるように整備しておく。
なお、アンケート調査は「露出した吹付け材」の有無の回答を求めるもので、含有の有無については所有者等が自主的に専門家による含有調査等を行い任意の報告があったもののみの把握となる。また、基礎データに「吹付け材の使用なし」とあったとしても、アンケート調査時点における所有者等の自己申告によるものであり、正確性に欠けることから、災害時の基礎データの情報提供については非常に慎重に取扱う必要がある。さらに、基礎データの所有者情報は、アンケート調査時点の登記上の情報であり、その後の所有者の変更や登記上所有者の所在が不明な場合もあるため、災害発生時には再確認を必要とするものである。
- 建築物等の改造・補修の際に石綿含有建材の囲い込み、封じ込めの措置

【第2章】平常時における準備

が行われた建築物は、解体されていない場合には、その後も石綿が使用されていると考えられる。このため、大防法の特定期間排出等作業実施届出書において、石綿含有建材の囲い込み、封じ込めの措置が行われた建築物を整理しておくことで、飛散性が高い石綿含有吹付け材等が使用されている建築物を把握することができる。

【実施事項】

- 市有施設の所管課は、各施設の石綿含有建築材料の使用状況を整理する。
- 整理した結果は、各避難所を統括する区役所、危機管理本部及び環境局環境対策推進課へ情報共有する。

各所管課

区役所

危機管理本部

環境局

環境対策推進課

【解説】

- 避難所として利用が予定されている施設については、災害により損壊し石綿飛散のおそれがある場合、避難者等の石綿ばく露につながるため早急な応急措置が必要となる。従って、平常時から石綿含有建築材料である吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材の使用状況を整理し、適切に維持管理を行う必要がある。
- また、避難所に指定されていない施設についても、災害時に避難所として機能する可能性があることや被災後も業務を継続して行う必要があることから、被災後早急な状況確認が求められる。このため、避難所として指定されている施設同様に石綿含有建築材料の使用状況の整理及び適切な維持管理が必要となる。
- 避難所として指定されている施設について整理した情報は、各避難所を統括する区役所、危機管理本部及び環境局環境対策推進課で情報共有し、災害時に避難所の一部が倒壊した際に、避難者等の石綿ばく露防止のため、立入禁止や応急措置等が遅滞なく実施されるよう避難所運営者等への情報提供に活用する。
また、避難所として指定されていない施設について整理した結果は、危機管理本部及び環境局環境対策推進課へ情報提供し、被災状況の確認等に活用する。

2 市民等への情報提供

【実施事項】

- 環境局環境対策推進課は、市民等に対し、災害時における石綿飛散・ばく露防止対策に関する情報提供を行う。

環境局

環境対策推進課

【解説】

- 市ホームページ等により、本マニュアル及び環境省作成の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」の紹介、災害時における石綿飛散・ばく露防止対策及び防じんマスクの備蓄と着用方法等について、情報提供を行う。
- 解体業者等に対して、事業者向けセミナーを通じて被災建築物の解体等工事に係る留意点等について情報提供を行う。

3 備蓄（防じんマスク）

【実施事項】

- 各所管課は、飛散・ばく露のおそれのある現場付近で作業する可能性のある職員向け、及び石綿が飛散している可能性のある施設の調査を行う職員向けに、防じんマスクを備蓄する。

各所管課

【解説】

- 下記の職員がいる職場は、平常時から職員用防じんマスクの確保に努めることとする。災害初期において、本市職員は市民の安全確保のために行動しなければならない。早期に早急に危険性の高い地域を把握する等、遅滞なく行動するため、各職場での備蓄が重要である。

- (1) 災害時に石綿が飛散している可能性のある施設の調査を行う職員がいる職場

平常時から、各職場で用いる職員用防じんマスク（区分としてRS3/RL3^{※2}のもの）の確保に努める。

- (2) (1)以外で、飛散・ばく露のおそれのある現場付近で作業する可能性のある職員がいる職場

平常時から、各職場で用いる職員用防じんマスク（区分としてDS2/DL2^{※3}のもの）の確保に努める。

※2、3

Dは使い捨て式のマスク、Rは取り替え式のマスクを表している。また、それぞれを粒子捕集効率により3段階に分類し、最も捕集効率の高いものが区分3、低いものが区分1である。さらに、Sはその粒子捕集効率試験を固体粒子で行うか、Lは液体粒子で行うかを表している。